

## 電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2023年4月17日現在

～2023年4月16日

▲電話等サービス契約約款（平成11年経企24号）

[令和5年4月1日](#)現在

目次（略）

第1条～第4条（略）

（電話等サービスの種類）

第4条の2 電話等サービスには次の種類があります

種 類	内 容
一般電話等サービス	利用回線等を使用して提供する電話等サービス
削除	削除
緊急通報用電話サービス	出火報知又は人命救助用として、緊急通報用回線を使用して通話の着信のみのために提供する総合デジタル通信サービス
契約者指定番号発信サービス	当社が別に定める数を上限として発信元としてあらかじめ登録された利用回線等（当社が別に定めるものに限り。）から当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通話について、当社の電気通信設備を介して提供する電話等サービス （注1）本欄に規定する当社が別に定める数は、第4条の4の3（グループ発信サービスの種類）に定めるグループ発信サービスの種類及び第4条の4の4（第2種グループ発信サービスの区別）に定める第2種グループ発信サービスの区別に応じ、次表のとおりとします。

2023年4月17日～

▲電話等サービス契約約款（平成11年経企24号）

[令和5年4月17日](#)現在

目次（略）

第1条～第4条（略）

（電話等サービスの種類）

第4条の2 電話等サービスには次の種類があります。

種 類	内 容
一般電話等サービス	利用回線等を使用して提供する電話等サービス
削除	削除
緊急通報用電話サービス	出火報知又は人命救助用として、緊急通報用回線を使用して通話の着信のみのために提供する総合デジタル通信サービス
契約者指定番号発信サービス	当社が別に定める数を上限として発信元としてあらかじめ登録された利用回線等（当社が別に定めるものに限り。）から当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通話について、当社の電気通信設備を介して提供する電話等サービス （注1）本欄に規定する当社が別に定める数は、第4条の4の3（グループ発信サービスの種類）に定めるグループ発信サービスの種類及び第4条の4の4（第2種グループ発信サービスの区別）に定める第2種グループ発信サービスの区別に応じ、次表のとおりとします。

グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別		別に定める数
第1種グループ発信サービス		500
第2種グループ発信サービス	プラン1	3,000
	プラン2	1,500
	プラン3	1,500

(注2) 本欄に規定する当社が別に定める利用回線等は、第4条の4の2(契約者指定番号発信サービスの種別)に定める契約者指定番号発信サービスの種類に応じ、次表のとおりとします。

契約者指定番号発信サービスの種別	別に定める利用回線等
グループ発信サービス	携帯電話設備(電気通信番号規則第9条第1項に規定する電気通信番号を用いるもの)に限ります。(他の契約者指定番号発信サービス利用契約(グループ発信サービスに係るもの)においてその電気通信番号が現に登録されている場合を除きます。)

第4条の3～第4条の4の3(略)

(第2種グループ発信サービスの区別)

第4条の4の4 第2種グループ発信サービスには次の区別があります。

区 別	内 容
-----	-----

グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別		別に定める数
第1種グループ発信サービス		500
第2種グループ発信サービス	プラン1	3,000
	プラン2	1,500
	プラン3	1,500
	プラン4	1,500

(注2) 本欄に規定する当社が別に定める利用回線等は、第4条の4の2(契約者指定番号発信サービスの種別)に定める契約者指定番号発信サービスの種類に応じ、次表のとおりとします。

契約者指定番号発信サービスの種別	別に定める利用回線等
グループ発信サービス	携帯電話設備(電気通信番号規則第9条第1項に規定する電気通信番号を用いるもの)に限ります。(他の契約者指定番号発信サービス利用契約(グループ発信サービスに係るもの)においてその電気通信番号が現に登録されている場合を除きます。)

第4条の3～第4条の4の3(略)

(第2種グループ発信サービスの区別)

第4条の4の4 第2種グループ発信サービスには次の区別があります。

区 別	内 容
-----	-----

プラン1	プラン2、プラン3 <u>以外のもの</u>
プラン2	第2種グループ発信サービスの利用に係る通話について、当社の電気通信設備に終端させた後、通話の相手に接続するもの
プラン3	1のグループ発信サービス利用回線ごとに1の電話番号（電気通信番号規則別表第6号に定める電気通信番号をいいます。）を付与するもの

プラン1	プラン2、プラン3、 <u>プラン4</u> 以外のもの
プラン2	第2種グループ発信サービスの利用に係る通話について、当社の電気通信設備に終端させた後、通話の相手に接続するもの
プラン3	1のグループ発信サービス利用回線ごとに1の電話番号（電気通信番号規則別表第6号に定める電気通信番号をいいます。）を付与するもの
<u>プラン4</u>	<u>プラン2のうち、契約者指定番号発信サービス利用契約に係るグループ発信サービス利用回線が、法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係るもの</u>

備考

1 第2種グループ発信サービス（プラン2に限ります。）に係る契約を申し込む者は、当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第6種シェアードIP-PBXサービスの契約を締結することを要します。

2 第2種グループ発信サービス（プラン2に限ります。）の利用に係る通話については、通話の相手に契約者指定番号発信サービス利用契約者が契約する第6種シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信番号（その電気通信番号が電気通信番号規則第9条第1号に規定するものである場合は、その終端の設置場所に応じたものとします。）を通知します。ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。

備考

1 第2種グループ発信サービス（プラン1又はプラン3を除きます。）に係る契約を申し込む者は、当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第6種シェアードIP-PBXサービスの契約を締結することを要します。

2 第2種グループ発信サービス（プラン1又はプラン3を除きます。）の利用に係る通話については、通話の相手に契約者指定番号発信サービス利用契約者が契約する第6種シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信番号（その電気通信番号が電気通信番号規則第9条第1号に規定するものである場合は、その終端の設置場所に応じたものとします。）を通知します。ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。

3 第2種グループ発信サービス（プラン4に限ります。）に係る契約を申し込む者は、TSR（株式会社東京商工リサーチ）が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けている必要があります。

4 第2種グループ発信サービス（プラン4に限ります。）に係る契約を申し込む者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義は一致している必要があります。当社はD-U-N-S® Numberが一致していることをもって名義が一致していることを確認します。

第4条の5～第14条の63の2（略）

第4条の5～第14条の63の2（略）

（契約者指定番号発信サービス利用契約申込の方法）

第14条の64 契約者指定番号発信サービス利用契約の申込をする者は、次の事項について記載のうえ当社が指定する方法により契約者指定番号発信サービス利用契約の申込を行って

（契約者指定番号発信サービス利用契約申込の方法）

第14条の64 契約者指定番号発信サービス利用契約の申込をする者は、次の事項について記載のうえ当社が指定する方法により契約者指定番号発信サービス利用契約の申込を行って

ていただきます。

- (1) 契約者指定番号発信サービスの種別、種類、区別及び区分（[プラン2に係る場合に限り](#)ます。）
- (2) 契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号
- (3) 契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスの[プラン2に限り](#)ます。）の利用に係るその者の契約に係る第6種シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信番号
- (4) 申込をする者の住所等その他申込の内容を特定するために必要な事項

（契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾）

第14条の65 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約者指定番号発信サービス利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 契約者指定番号発信サービス利用契約の申込をした者が、契約者指定番号発信サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスの[プラン2](#)に係るものに[限り](#)ます。）の申込をした者が、第6種シェアードIP-PBXサービスを契約しないとき。

[\(6\)](#) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更）

第14条の65の2 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者から請求があったときは、その契約者指定番号発信サービスの利用に係る契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号について変更（契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の登録又は登録の削除をいいます。）を行います。

2 削除

3 [前項に規定するほか](#)、契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスの[プラン2](#)に係る者に[限り](#)ます。）は、第1項に規定する契約者指定番号発信サービス利用

たいただきます。

- (1) 契約者指定番号発信サービスの種別、種類、区別及び区分（[第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン3に係る場合を除](#)きます。）
- (2) 契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号
- (3) 契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスの[プラン1又はプラン3に係る場合を除](#)きます。）の利用に係るその者の契約に係る第6種シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信番号
- (4) 申込をする者の住所等その他申込の内容を特定するために必要な事項

（契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾）

第14条の65 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約者指定番号発信サービス利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 契約者指定番号発信サービス利用契約の申込をした者が、契約者指定番号発信サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスの[プラン1又はプラン3](#)に係るものを[除](#)きます。）の申込をした者が、第6種シェアードIP-PBXサービスを契約しないとき。
- [\(6\)](#) [契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスのプラン4に係るものに限り](#)ます。）の申込をした者が、TSR（株式会社東京商工リサーチ）が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けていないとき。
- [\(7\)](#) [契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスのプラン4に係るものに限り](#)ます。）の申込をした者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義が一致していないとき。
- [\(8\)](#) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更）

第14条の65の2 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者から請求があったときは、その契約者指定番号発信サービスの利用に係る契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号について変更（契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の登録又は登録の削除をいいます。）を行います。

2 削除

3 契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスの[プラン1又はプラン3](#)に係る者を[除](#)きます。）は、第1項に規定する契約者指定番号発信サービス利用回線に係

回線に係る電気通信番号の変更（契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号を登録するものに限ります。）を請求するにあたっては、現にその契約者指定番号発信サービス利用契約者又はその契約者指定番号発信サービス利用契約者に係る従業員（それに相当する者を含みます。）の利用に係る電気通信番号について登録を行うものとしします。

4 前3項の請求があったときは、当社は、第14条の65（契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

5 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、現に登録に係る契約者指定番号発信サービス利用回線について、本条第3項に規定する条件を満たさなくなったときは、当社に契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更（その契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の登録を削除するものに限ります。）を請求するものとしします。

第14条の65の3 （略）

（最低利用期間）

第14条の65の4 契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービス（プラン2のコース2 又はプラン3を除きます。）に限ります。）には、グループ発信サービス利用回線ごとに、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、契約者指定番号発信サービス利用回線の登録の日から起算して30日とします。

3 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、前項の最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービス（プラン2のコース2 又はプラン3を除きます。）に係るものに限ります。）の解除又はグループ発信利用回線の登録の削除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1（基本料金）に規定する額を支払っていただきます。

（契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡）

第14条の66 契約者指定番号発信サービス利用権（契約者指定番号発信サービス利用契約者

る電気通信番号の変更（契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号を登録するものに限ります。）を請求するにあたっては、現にその契約者指定番号発信サービス利用契約者又はその契約者指定番号発信サービス利用契約者に係る従業員（それに相当する者を含みます。）の利用に係る電気通信番号について登録を行うものとしします。

4 前3項の請求があったときは、当社は、第14条の65（契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

5 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、現に登録に係る契約者指定番号発信サービス利用回線について、本条第3項に規定する条件を満たさなくなったときは、当社に契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更（その契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の登録を削除するものに限ります。）を請求するものとしします。

第14条の65の3（略）

（最低利用期間）

第14条の65の4 契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービス（プラン2のコース2、プラン3 又は プラン4を除きます。）に限ります。）には、グループ発信サービス利用回線ごとに、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、契約者指定番号発信サービス利用回線の登録の日から起算して30日とします。

3 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、前項の最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービス（プラン2のコース2、プラン3 又は プラン4を除きます。）に係るものに限ります。）の解除又はグループ発信利用回線の登録の削除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1（基本料金）に規定する額を支払っていただきます。

（契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡）

第14条の66 契約者指定番号発信サービス利用権（契約者指定番号発信サービス利用契約者が

<p>が契約者指定番号発信サービス利用契約に基づいて契約者指定番号発信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</p> <p>2 契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社が指定する電話等サービス取扱所に請求していただきます。</p> <p>3 当社は、前項の規定により契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p> <p>(1) 契約者指定番号発信サービス利用権を譲り受けようとする者が、電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 契約者指定番号発信サービス利用権(第2種グループ発信サービスのプラン2に係るものに限り、)を譲り受けようとする者が、第6種シェアードIP-PBXサービスを契約しないとき。</p> <p><u>(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</u></p> <p>(契約者指定番号発信サービス利用契約者が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除)</p> <p>第14条の67 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、契約者指定番号発信サービス利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス</p>	<p>契約者指定番号発信サービス利用契約に基づいて契約者指定番号発信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</p> <p>2 契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社が指定する電話等サービス取扱所に請求していただきます。</p> <p>3 当社は、前項の規定により契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p> <p>(1) 契約者指定番号発信サービス利用権を譲り受けようとする者が、電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 契約者指定番号発信サービス利用権(第2種グループ発信サービスのプラン2に係るものに限り、)を譲り受けようとする者が、第6種シェアードIP-PBXサービスを契約しないとき。</p> <p><u>(5) 契約者指定番号発信サービス利用権(第2種グループ発信サービスのプラン4に係るものに限り、)を譲り受けようとする者が、TSR(株式会社東京商工リサーチ)が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けていないとき。</u></p> <p><u>(6) 契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービスのプラン4に係るものに限り、)を譲り受けようとする者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義が一致していないとき。</u></p> <p><u>(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</u></p> <p>(契約者指定番号発信サービス利用契約者が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除)</p> <p>第14条の67 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、契約者指定番号発信サービス利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱</p>
--	---

取扱所に書面により通知していただきます。

2 削除

3 前2項に規定するほか、当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスのプラン2に係る者に限ります。以下この号において同じとします。）からその契約者指定番号発信サービスに係る第6種シェアードIP-PBXサービス利用契約の解除の申出があった場合、同時にその契約者指定番号発信サービス利用契約の解除の申出があったものとみなして取り扱います。

第14条の68～第54条（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金

第1 基本料金

1 適用

区分	内容
----	----

所に書面により通知していただきます。

2 削除

3 前2項に規定するほか、当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン3に係る者を除きます。以下この号において同じとします。）からその契約者指定番号発信サービスに係る第6種シェアードIP-PBXサービス利用契約の解除の申出があった場合、同時にその契約者指定番号発信サービス利用契約の解除の申出があったものとみなして取り扱います。

4 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスのプラン4に係る者に限ります。）が、株式会社NTTドコモと締結している法人等の携帯電話等契約が解除されていることを確認した場合、その契約者指定番号発信サービス利用契約の解除の申出があったものとみなして取り扱います。

第14条の68～第54条（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金

第1 基本料金（略）

1 適用

区分	内容
----	----

(1)～(6) (略)	(略)				
(7) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービス（プラン2のコース2 <u>又はプラン3</u>を除きます。）に係るものに限ります。）以下この欄において同じとします。）には、グループ発信サービス利用回線ごとに、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービス（プラン2のコース2 <u>又はプラン3</u>を除きます。）に係る者に限ります。）は、最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約の解除又はグループ発信サービス利用回線の登録の削除があった場合は、第30条の2（基本料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その解除又は削除に係るグループ発信サービス利用回線（最低利用期間を満了したものを除きます。）の数に応じ、次表に定める違約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p style="text-align: center;">1のグループ発信サービス利用回線ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>違約金</td> <td>1,000円(不課税)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	違約金	1,000円(不課税)
区 分	金 額				
違約金	1,000円(不課税)				
(8)～(14) (略)	(略)				

2 料金額 (略)

第2 通話に関する料金

1 適用

区分	内容
----	----

(1)～(6) (略)	(略)				
(7) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービス（プラン2のコース2、<u>プラン3 <u>又はプラン4</u></u>を除きます。）に係るものに限ります。）以下この欄において同じとします。）には、グループ発信サービス利用回線ごとに、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービス（プラン2のコース2、<u>プラン3 <u>又はプラン4</u></u>を除きます。）に係る者に限ります。）は、最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約の解除又はグループ発信サービス利用回線の登録の削除があった場合は、第30条の2（基本料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その解除又は削除に係るグループ発信サービス利用回線（最低利用期間を満了したものを除きます。）の数に応じ、次表に定める違約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p style="text-align: center;">1のグループ発信サービス利用回線ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>違約金</td> <td>1,000円(不課税)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	違約金	1,000円(不課税)
区 分	金 額				
違約金	1,000円(不課税)				
(8)～(14) (略)	(略)				

2 料金額 (略)

第2 通話に関する料金

1 適用

区分	内容
----	----

(1) ~ (20) (略)	(略)	(1) ~ (20) (略)	(略)																								
<p>(21) 第2種グループ発信サービスを利用して行う通話に関する料金の適用</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 契約者指定番号発信サービス(第2種グループ発信サービスに限ります。以下、この欄において同じとします。)を利用して行う通話のうち、国内通話に関する料金(当社が別に定める通話を除きます。)については、次表のとおり適用します。</p> <p>(ア) プラン1及びプラン2のコース1に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="483 564 1066 922"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する料金</td> <td>60秒までごとに</td> <td>30円 (33円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) <a href="#">プラン2のコース2及びプラン3に係るもの</a></p> <table border="1" data-bbox="483 1158 1066 1455"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する</td> <td>30秒までごとに</td> <td>10円 (11円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単位	料金額	1のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する料金	60秒までごとに	30円 (33円)	区 分	単位	料金額	1のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する	30秒までごとに	10円 (11円)	<p>(21) 第2種グループ発信サービスを利用して行う通話に関する料金の適用</p> <p>イ 契約者指定番号発信サービス(第2種グループ発信サービスに限ります。以下、この欄において同じとします。)を利用して行う通話のうち、国内通話に関する料金(当社が別に定める通話を除きます。)については、次表のとおり適用します。</p> <p>(ア) プラン1及びプラン2のコース1に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1503 564 2085 922"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する料金</td> <td>60秒までごとに</td> <td>30円 (33円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) <a href="#">プラン2のコース2及びプラン3並びにプラン4に係るもの</a></p> <table border="1" data-bbox="1503 1158 2085 1455"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する</td> <td>30秒までごとに</td> <td>10円 (11円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単位	料金額	1のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する料金	60秒までごとに	30円 (33円)	区 分	単位	料金額	1のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する	30秒までごとに	10円 (11円)	
区 分	単位	料金額																									
1のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する料金	60秒までごとに	30円 (33円)																									
区 分	単位	料金額																									
1のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する	30秒までごとに	10円 (11円)																									
区 分	単位	料金額																									
1のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する料金	60秒までごとに	30円 (33円)																									
区 分	単位	料金額																									
1のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する	30秒までごとに	10円 (11円)																									

	料金		
	ウ (略)		
	<p>エ <u>イの規定にかかわらず、当社は、当社が別に定める電気通信番号への通話がイの場合に該当すると判断したときは、その電気通信番号への通話に関する料金について、通話を開始した時点から起算し、通信先の通信設備及び時間帯に関わらず60秒までごとに30円(33円)とします。</u></p>		
	オ～カ (略)		
(22) ～ (24) (略)	(略)		

2 料金額 (略)

通話料金表別表 (略)

第2表～第7表 (略)

	料金		
	ウ (略)		
	<p>エ <u>当社は、当社が別に定める電気通信番号への通話がイ (ア) に規定する通話に該当すると判断したときは、その電気通信番号への通話に関する料金について、通話を開始した時点から起算し、通信先の通信設備及び時間帯に関わらず60秒までごとに30円 (33円)とします。</u></p>		
	オ～カ (略)		
(22) ～ (24) (略)	(略)		

2 料金額 (略)

通話料金表別表 (略)

第2表～第7表 (略)

附 則 (令和5年4月12日 C A S 1 第000400000065-01号)

この改正規定は、令和5年4月17日から実施します。